

秋の褒章

黄綬褒章

平成27年『秋の褒章』で、志賀町の長さん（長沢）が黄授褒章を受章しました。50年以上漁業に従事し、県漁協理事などを歴任。現在も県漁協高浜支所運営委員長の立場で、漁業の発展に尽くしています。



ちょうじ
長 寛二 さん
(74歳) 長沢

幼い頃から海が好きで、漁師を志していました。親には反対されましたが、やりがいのある仕事で、やっていて良かったと感じています。また、妻の手助けがあったからこそ、続けることができました。支えてくれた家族や仲間感謝です。

漁業の発展のためには今後、後継者の確保が課題となります。漁師はハードな面もありますが、海が荒れば漁には出れないので、意外と休みが多いです。昔と比べると技術も進歩し、捕れたただけの収入もあり、挑戦し

がいのある仕事です。ここは県内でも出荷が安定しているの、海や漁が好きなら若者にぜひ漁師になってほしいですね。

組合を維持するためにも、漁価低迷問題が深刻です。また「調理が面倒」などという理由から、若者の魚離れが進んでいます。皆様の健康のためにも、皆さんには、魚を積極的に食卓に取り入れていただきたいです。

海が好きだという気持ちは、今も昔も変わりません。この気持ちを持って、今後漁業の発展に尽力していきたいと思えます。

地方教育行政功労者表彰を報告

前教育長の穴田實氏



地方教育行政功労者表彰を報告する穴田氏（中央）

11月12日、前教育長の穴田實氏が、今年度の地方教育行政功労者として文部科学大臣より表彰されたことを、小泉町長と守田教育長に報告しました。穴田氏は、旧志賀町では2年6カ月、合併後8年7カ月にわたって教育委員を務めました。また、平成21年12月から平成26年6月までの4年6カ月、町の教育長として、学校教育の充実・生涯学習の振興など、より良い教育環境の整備に努めました。

10月6日、文部科学省での表彰式に臨んだ穴田氏は、「表彰いただき、大変光栄です。今後も、一町民として、地域のために出来ることをやっていきたい」と話しました。

有効期間満了に伴う更新について



住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間は3年です。
有効期間を更新するには、住民課で手続きが必要です。

**更新は12月22日までに
済ませてください**

来年1月以降の個人番号カードの交付開始に伴い、12月23日(水)以降は住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の発行および更新ができなくなります。電子証明書の更新を希望する人は、**12月22日(火)**までに、住民課窓口で手続きしてください。

※有効期間満了日の3カ月前から更新手続きができます。ただし、有効期間満了前に更新した場合は、発行したその日から3年間の期間となります。なお、更新には手数料500円が必要です。

※住民基本カード自体の発行は、12月4日(金)で終了します。

個人番号カードの交付が遅れる可能性があります

個人番号カードには、新たな電子証明書が標準的に搭載され、それを使って、e-Taxで確定申告ができます。

個人番号カードを申請した人には、来年1月以降順次交付します

が、カードの作成に時間を要することから、交付申請が集中した場合、実際の交付が2月以降に遅れる可能性があります。

そのため、確定申告を控えた時期に住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間満了を迎える人は、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間更新を行ってください。

電子証明書の有効期限の確認方法について

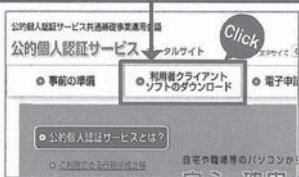
電子証明書の有効期限を確認するには、住民課から交付された「電子証明書の写し」か、自宅のパソコンでICカードリーダーに住民基本台帳カードを挿入または接触させ、公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」などによって確認してください。利用者クライアントソフトは、「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできます。

※カードに表記されているのは住民基本台帳カードの有効期限です。電子証明書の有効期限ではありません。注意してください。

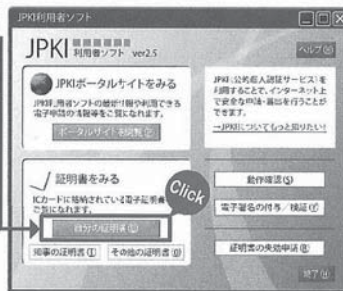
住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください!

利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリックして、パスワードを入力すると有効期間の満了日を確認できます。

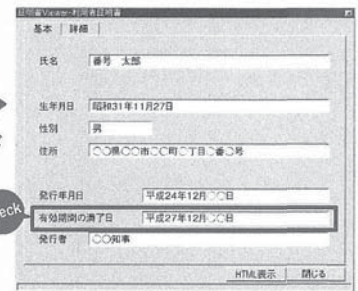


利用者クライアントソフトは、「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできます。
(<http://www.jpki.go.jp/download/index.html>)



①利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリック

②パスワードを入力



③以下の画面で有効期間の満了日を確認できます。

有効期間内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用可能です。

04 特別職の報酬

(平成 26 年度)

特別職のうち町長、副町長、教育長、議会議員の給料、報酬、期末手当

区分	給料・報酬月額	期末手当 (支給割合)
町長	840,000 円	6月期 1.40 月分
副町長	625,000 円	12月期 1.65 月分
教育長	595,000 円	計 3.05 月分
議長	284,000 円	町長・副町長・教育長(職責加算40/100) 議長・副議長・議員(職責加算15/100)
副議長	244,000 円	
議会議員	230,000 円	

05 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	平成27年(A)	平成26年(B)	増減数(A-B)
一般行政部門	216 人	219 人	△ 3 人
教育部門	34 人	37 人	△ 3 人
公営企業会計など	87 人	90 人	△ 3 人
合計	337 人	346 人	△ 9 人

【主な増減理由】・退職者の不補充による減 ・体育施設の指定管理導入

(2) 定員管理の数値目標(全会計)

平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	増減数	増減率
377 人	339 人	△38 人	△10.1 %

06 勤務時間そのほか勤務条件

(1) 勤務時間の概要(窓口業務職員、一部施設勤務職員を除く)
(平成 27 年 4 月 1 日現在)

開始時刻	午前 8 時 30 分
休憩時間	正午～午後 1 時
終了時刻	午後 5 時 15 分
1 週間の勤務時間	38 時間 45 分
勤務を要しない日	土曜日・日曜日

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成 26 年	平成 25 年
8.8 日	9.1 日

年次有給休暇は1年につき20日付与されます。残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業・部分休業 育児短時間勤務の状況(平成 26 年度)

区分	育児休業	部分休業	短時間勤務
男性	1 人	0 人	0 人
女性	7 人	2 人	0 人
計	8 人	2 人	0 人

職員は3歳に満たない子を養育するため、町長などの承認を受けて、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。

職員は小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、町長などの承認を受けて、部分休業の取得や当該職員が希望する日および時間において勤務できる育児短時間勤務をすることができます。

町職員

給与公表

町職員の給与は、国家公務員や民間企業とのバランスを考慮して給与条例などで定められています。その内容や人事行政の運営状況・取り組みについて、より公平性と透明性を高めるため、皆さんにお知らせします。

総務課 ☎32-9311

01 総括

(1) 人件費(平成 26 年度普通会計決算)

人口 (26 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
21,786 人	14,611,061 千円	120,530 千円	2,095,962 千円	14.3 %

- 1 人件費には、一般職の職員の給料や職員手当のほか、町長、副町長、議員など特別職に属する職員の給料や報酬などを含みます。
- 2 人口は、平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいて記載しています。

(2) 職員給与費(平成 26 年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
254 人	914,293 千円	90,529 千円	331,059 千円	1,335,881 千円	5,259 千円

- 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- 2 町長、副町長、議員などの特別職の給料、報酬などは含まれていません。
- 3 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

02 職員の平均給料月額、初任給

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2 歳	310,400 円	340,200 円
技能労務職	51.3 歳	265,300 円	277,200 円

- 1 「平均給料月額」とは一般行政職および技能労務職の職員の基本給(給料月額)の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況

区 分	一般行政職	技能労務職
大 学 卒	163,600 円	—
高 校 卒	142,100 円	139,500 円
中 学 卒	—	131,500 円

03 期末・勤勉手当

(平成26年度支給割合)

区 分	支給割合	加算措置
期末手当	2.60 月分	職制上の段階、職務の級などによる加算・役職加算 5%～15%
勤勉手当	1.50 月分	

勤勉手当の支給割合は成績率ごとに異なります。

記載している支給割合は、平成26年度における平均的な支給割合です。

納めた国民年金保険料は

全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、社会保険料控除として課税所得から控除され、税額が軽減されます。申告の際は、「社会保険料控除証明」の準備をお忘れなく！

控除対象

平成27年1月～12月中に納めた保険料全額

※過去の年度分や追納保険料なども含みます。

自身の保険料だけでなく、配偶者や家族(大学生)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類が必要です。

国民年金保険料を納付した人には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』を送付していますので、申告書に必ず添付してください。

『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』は11月中旬に送付しています

※ただし、平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人へは、平成28年2月上旬に送付します。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

☎ 住民課 ☎ 32-9121

☎ 七尾年金事務所 ☎ 0767-53-6511

07 分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
平成26年度	0人	0人	1人	0人
平成25年度	0人	0人	1人	0人

分限処分は、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、職責を十分に果たせないなどの一定の事由がある場合、その職員に対して行われる処分です。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
平成26年度	0人	0人	0人	0人
平成25年度	0人	0人	0人	0人

懲戒処分は、職員に非違行為があった場合や職務を怠った場合、非行があった場合になされる処分です。

08 公務災害などの状況

区分	公務災害	通勤災害	計
平成26年度	1件	1件	2件
平成25年度	0件	1件	1件

職員が公務災害、通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて社会復帰の促進、職員およびその遺族の援護を行う制度です。

09 職員の健康診断など受診の状況

区分	受診者(受診率)	
	平成26年度	平成25年度
定期健康診断	342人(98.3%)	335人(96.0%)
胃部検診	92人(26.4%)	105人(30.1%)
大腸がん検診	134人(38.5%)	143人(41.0%)
肺がん検診	300人(86.2%)	300人(86.0%)

職員の福祉の増進と行政効率の向上を図るため、労働安全衛生法および志賀町職員安全衛生管理規程に基づき健康診断を実施し、職員の健康管理を図っています。

10 研修の状況

(1) 町研修会・講習会 (平成26年度)

研修会名	開催回数	受講者数
人事考価評価者研修	2回	67人
新規採用職員研修	2回	7人
原子力防災講習会	2回	45人
特定個人情報保護研修会	2回	108人
法制執務研修	2回	32人
その他研修・講習会	3回	6人

(2) 派遣研修 (平成26年度)

研修区分	期間	受講者数
石川県市町村職員研修所	1日～4日	42人
その他研修機関	1日～4日	7人
石川県	1年	1人

職員の勤務能率・資質の向上のため、各種研修会の開催、職員研修所などへの派遣を実施しています。